

新旧対照表

○ 道路交通法に係る審査基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改定案	現行	備考										
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法 令 名 : 道路交通法(5-12)</td></tr> <tr><td>根 拠 条 項 : 第59条第2項</td></tr> <tr><td>処 分 の 概 要 : 牽引の許可</td></tr> <tr><td>原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)</td></tr> </table> <p>審 査 基 準 : 別紙のとおり</p> <p>標 準 処 理 期 間 : 10日(行政庁の休日含まない。)</p> <p>申 請 先 : 交通部交通規制課 <u>指導・支援係</u></p> <p>問 い 合 せ 先 : 交通部交通規制課 <u>指導・支援係</u> (043-201-0110)</p> <p>備 考</p> <p>別紙 (略) 5-13 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法(5-12)	根 拠 条 項 : 第59条第2項	処 分 の 概 要 : 牽引の許可	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法 令 名 : 道路交通法(5-12)</td></tr> <tr><td>根 拠 条 項 : 第59条第2項</td></tr> <tr><td>処 分 の 概 要 : 牽引の許可</td></tr> <tr><td>原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td></tr> <tr><td>法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)</td></tr> </table> <p>審 査 基 準 : 別紙のとおり</p> <p>標 準 処 理 期 間 : 10日(行政庁の休日含まない。)</p> <p>申 請 先 : 交通部交通規制課 <u>許可指導係</u></p> <p>問 い 合 せ 先 : 交通部交通規制課 <u>許可指導係</u> (043-201-0110)</p> <p>備 考</p> <p>別紙 (略) 5-13 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法(5-12)	根 拠 条 項 : 第59条第2項	処 分 の 概 要 : 牽引の許可	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)	
法 令 名 : 道路交通法(5-12)												
根 拠 条 項 : 第59条第2項												
処 分 の 概 要 : 牽引の許可												
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会												
法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)												
法 令 名 : 道路交通法(5-12)												
根 拠 条 項 : 第59条第2項												
処 分 の 概 要 : 牽引の許可												
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会												
法 令 の 定 め : 道路交通法第59条第3項(自動車の牽引制限) 道路交通法施行規則第8条の5(牽引の許可証の様式等)												

改定案	現行	備考										
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>法 令 名：道路交通法（5-14）</td></tr><tr><td>根 拠 条 項：第75条の12第1項</td></tr><tr><td>処 分 の 概 要：特定自動運行の許可</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法 令 の 定 め：道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 道路交通法施行規則第9条の20第2項、第3項及び第4項（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取）</td></tr><tr><td>審 査 基 準：別紙のとおり</td></tr><tr><td>標 準 処 理 期 間：別紙のとおり</td></tr><tr><td>申 請 先：交通部交通総務課企画調査係</td></tr><tr><td>問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）</td></tr><tr><td>備 考：</td></tr></table>	法 令 名：道路交通法（5-14）	根 拠 条 項：第75条の12第1項	処 分 の 概 要：特定自動運行の許可	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 道路交通法施行規則第9条の20第2項、第3項及び第4項（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取）	審 査 基 準：別紙のとおり	標 準 処 理 期 間：別紙のとおり	申 請 先：交通部交通総務課企画調査係	問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）	備 考：	(新設)	
法 令 名：道路交通法（5-14）												
根 拠 条 項：第75条の12第1項												
処 分 の 概 要：特定自動運行の許可												
原権者（委任先）：千葉県公安委員会												
法 令 の 定 め：道路交通法第75条の12第2項及び第3項（特定自動運行の許可）、第75条の13（特定自動運行の許可基準等）、第75条の14（欠格事由） 道路交通法施行規則第9条の20第2項、第3項及び第4項（特定自動運行の許可の申請書の様式等）、第9条の21（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の22（意見聴取）												
審 査 基 準：別紙のとおり												
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり												
申 請 先：交通部交通総務課企画調査係												
問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）												
備 考：												

改定案	現行	備考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>審査基準： 特定自動運行の許可の申請を受理した千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る特定自動運行計画が1から5に掲げる許可基準を満たし、当該特定自動運行を行おうとする者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の14各号に掲げる欠格事由に該当しない場合は、許可をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「特定自動運行用自動車」が特定自動運行を行うことができるものであること 特定自動運行用自動車に自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものであり、このことについて道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しているものに限る。）を備えていることをいう。 2 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行」が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること 特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。 3 「第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」 特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると思われることをいう。 4 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。 5 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」 特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。 <p>標準処理期間： 45日 ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の21第2項の規定に基づき、特定自動運行の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの 当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間 (2) 府令第9条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの 当該意見聴取に要する時間 (3) 特定自動運行の経路が二以上の公安委員会の管轄にわたるもの 他の公安委員会との協議に要する時間 		

改定案	現行	備考										
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5-15）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第75条の16第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：特定自動運行計画の変更の許可</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 道路交通法施行規則第9条の23第1項（変更の許可の申請等）、 第9条の23条第2項において準用する第9条の21第2項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の23条第2項において準用する第9条の22（意見聴取）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準：別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：交通部交通総務課企画調査係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法（5-15）	根 拠 条 項：第75条の16第1項	処 分 の 概 要：特定自動運行計画の変更の許可	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 道路交通法施行規則第9条の23第1項（変更の許可の申請等）、 第9条の23条第2項において準用する第9条の21第2項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の23条第2項において準用する第9条の22（意見聴取）	審 査 基 準：別紙のとおり	標 準 処 理 期 間：別紙のとおり	申 請 先：交通部交通総務課企画調査係	問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）	備 考：	<p>(新設)</p>	
法 令 名：道路交通法（5-15）												
根 拠 条 項：第75条の16第1項												
処 分 の 概 要：特定自動運行計画の変更の許可												
原権者（委任先）：千葉県公安委員会												
法 令 の 定 め：道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13（特定自動運行の許可基準等） 道路交通法施行規則第9条の23第1項（変更の許可の申請等）、 第9条の23条第2項において準用する第9条の21第2項（特定自動運行の許可の申請書の添付書類等）、第9条の23条第2項において準用する第9条の22（意見聴取）												
審 査 基 準：別紙のとおり												
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり												
申 請 先：交通部交通総務課企画調査係												
問 合 せ 先：交通部交通総務課企画調査係（043-201-0110）												
備 考：												

改定案	現行	備考
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>審査基準： 特定自動運行計画の変更の許可の申請を受理した千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、当該申請に係る変更後の特定自動運行計画が1から5に掲げる許可基準を満たす場合は、許可をしなければならない。</p> <p>1 「特定自動運行用自動車が特定自動運行を行うことができるものであること」 特定自動運行用自動車が自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものであり、このことについて道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しているものに限る。）を備えていることをいう。</p> <p>2 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること」 特定自動運行計画が、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を常に満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることをいう。</p> <p>3 「第七十五条の十九から第七十五条の二十二まで及び第七十五条の二十三第一項から第三項までの規定による措置その他のこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること」 特定自動運行計画に従って整備される装置、人員、当該人員に対する教育訓練の要領等によれば、特定自動運行業務従事者に対する教育や特定自動運行が終了した場合の措置等、法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施することができると思われることをいう。</p> <p>4 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障（社会通念上許容し得る程度のものにとどまる多少の支障は含まない。）を及ぼすおそれがないと考えられることをいう。</p> <p>5 「特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであつて、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること」 特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められることをいう。</p> <p>標準処理期間： 45日 ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。 （1）道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第9条の23第2項において準用する府令第9条の21第2項の規定に基づき、特定自動運行計画の変更の許可の申請者に対し、審査に必要な資料を提出すること及び特定自動運行計画に公安委員会が必要と認める事項を定めることを求める必要があるもの 当該資料の追加提出及び特定自動運行計画への追記に要する時間 （2）府令第9条の23第2項において準用する府令第9条の22の規定に基づく都道府県知事、道路管理者、学識経験者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取が必要なもの 当該意見聴取に要する時間 （3）特定自動運行の経路が二以上の公安委員会の管轄にわたるもの 他の公安委員会との協議に要する時間</p>		

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第78条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 2px;">審 査 基 準 :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)	根 拠 条 項 : 第78条第5項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付	原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)	審 査 基 準 :	標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)	申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成6年10月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>15</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第78条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)</td> </tr> <tr> <td style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 2px;">審 査 基 準 :</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>15</u>)	根 拠 条 項 : 第78条第5項	処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付	原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)	法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)	審 査 基 準 :	標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)	申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)																						
根 拠 条 項 : 第78条第5項																						
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付																						
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																						
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)																						
審 査 基 準 :																						
標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)																						
申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>15</u>)																						
根 拠 条 項 : 第78条第5項																						
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付																						
原権者 (委任先) : 警察署長 (高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)																						
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)																						
審 査 基 準 :																						
標 準 処 理 期 間 : 3日 (行政庁の休日は含まない。)																						
申 請 先 : 当該行為に係る場所を管轄する警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先 : 警察署 交通課																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>18</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第84条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u>公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳から大型免許等を受けることができる者)、<u>第32条の8 (19歳から中型免許等を受けることができる者)</u>、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の5の3 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行^う場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許センター</u>受理は 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許センター</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 わ せ 先 : <u>千葉運転免許センター</u> 043-274-2000 <input type="radio"/> <u>運転免許証の交付に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <input type="radio"/> <u>病気や受験資格等に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転教育課</u> <input type="radio"/> <u>行政処分に関すること</u> <u>交通部運転免許本部執行課</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>18</u>)	根 拠 条 項 : 第84条第1項	処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u> 公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳から大型免許等を受けることができる者)、 <u>第32条の8 (19歳から中型免許等を受けることができる者)</u> 、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の5の3 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例)	審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行 ^う 場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許センター</u> 受理は 1日	申 請 先 : <u>運転免許センター</u>	問 い 合 わ せ 先 : <u>千葉運転免許センター</u> 043-274-2000 <input type="radio"/> <u>運転免許証の交付に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <input type="radio"/> <u>病気や受験資格等に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転教育課</u> <input type="radio"/> <u>行政処分に関すること</u> <u>交通部運転免許本部執行課</u>	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>16</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第84条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u>公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳で大型自動車免許等を受けることができる者)、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の6 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u>受理は 1日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許本部</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>16</u>)	根 拠 条 項 : 第84条第1項	処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u> 公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳で大型自動車免許等を受けることができる者)、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の6 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例)	審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日	申 請 先 : <u>運転免許本部</u>	問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>18</u>)																						
根 拠 条 項 : 第84条第1項																						
処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u> 公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳から大型免許等を受けることができる者)、 <u>第32条の8 (19歳から中型免許等を受けることができる者)</u> 、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の5の3 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例)																						
審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行 ^う 場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許センター</u> 受理は 1日																						
申 請 先 : <u>運転免許センター</u>																						
問 い 合 わ せ 先 : <u>千葉運転免許センター</u> 043-274-2000 <input type="radio"/> <u>運転免許証の交付に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <input type="radio"/> <u>病気や受験資格等に関すること</u> <u>交通部運転免許本部運転教育課</u> <input type="radio"/> <u>行政処分に関すること</u> <u>交通部運転免許本部執行課</u>																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>16</u>)																						
根 拠 条 項 : 第84条第1項																						
処 分 の 概 要 : 運転免許 (試験により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委任先) : <u>千葉県</u> 公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第88条 (免許の欠格事由)、第90条第1項、第2項及び第13項 (免許の拒否等)、第90条の2第1項 (大型免許等を受けようとする者の義務)、第96条 (受験資格)、第96条の2 (受験資格)、第96条の3 (受験資格) 道路交通法施行令第32条の7 (19歳で大型自動車免許等を受けることができる者)、第33条 (免許の拒否又は保留の基準)、第33条の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の2の2 (免許の拒否又は保留の基準等)、第33条の5の2 (仮運転免許の拒否の基準)、第33条の6 (大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第34条 (受験資格の特例)、第34条の2 (受験資格の特例)																						
審 査 基 準 : 病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日																						
申 請 先 : <u>運転免許本部</u>																						
問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000																						
備 考 :																						
別紙1及び2 (略)	別紙1及び2 (略)																					

改定案	現行	備考																								
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第94条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u>受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)	根 拠 条 項 : 第94条第2項	処 分 の 概 要 : 免許証の再交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)		審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。		標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 043-274-2000	備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第94条第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u>受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)	根 拠 条 項 : 第94条第2項	処 分 の 概 要 : 免許証の再交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)	法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)		審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。		標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000	備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)																										
根 拠 条 項 : 第94条第2項																										
処 分 の 概 要 : 免許証の再交付																										
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)																										
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)																										
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																										
標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																										
申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口																										
問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 043-274-2000																										
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																										
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>17</u>)																										
根 拠 条 項 : 第94条第2項																										
処 分 の 概 要 : 免許証の再交付																										
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)																										
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)																										
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																										
標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																										
申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口																										
問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター適性係</u> 043-274-2000																										
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																										

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を<u>修</u>了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)	根 拠 条 項 : 第99条第1項	処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を <u>修</u> 了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目)	審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。	標 準 処 理 期 間 : 14日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>18</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を<u>終</u>了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>18</u>)	根 拠 条 項 : 第99条第1項	処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を <u>終</u> 了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目)	審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。	標 準 処 理 期 間 : 14日	申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を <u>修</u> 了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目)																						
審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : 14日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>18</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条 (指定自動車教習所の指定)、第99条の2 (技能検定員)、第99条の3 (教習指導員) 道路交通法施行令第35条 (指定自動車教習所の指定の基準) 道路交通法施行規則第32条 (コースの種類、形状及び構造の基準)、第33条 (教習の時間及び方法)、第34条の3 (指定前における講習の基準)、第34条の4 (指定前における教習を <u>終</u> 了した者に対する技能試験) 技能検定員審査等に関する規則第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条 (教習の科目の基準の細目)、第2条 (教習時間の基準の細目)、第3条 (教習方法の基準の細目)、第4条 (教習方法の基準の細目)、第5条 (指定前における教習の基準の細目)																						
審 査 基 準 : 指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : 14日																						
申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						
別紙 (略)	別紙 (略)																					

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>21</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table> <p>別紙 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>21</u>)	根 拠 条 項 : 第99条第1項	処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)	審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。	標 準 処 理 期 間 : 7日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年5月13日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table> <p>別紙 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)	根 拠 条 項 : 第99条第1項	処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)	審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。	標 準 処 理 期 間 : 7日	申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>21</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)																						
審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : 7日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>19</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定自動車教習所の指定																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の2第4項 (技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第4条 (技能検定員審査の審査方法等)、第6条 (技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第7条 (技能検定員資格者証の交付等)																						
審 査 基 準 : 技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。																						
標 準 処 理 期 間 : 7日																						
申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年4月1日作成</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>22</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条の3第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転教育課</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table> <p>別紙 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>22</u>)	根 拠 条 項 : 第99条の3第4項	処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等)	審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり	標準処理期間 : 7日	申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転教育課</u>	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年5月13日作成</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第99条の3第4項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 7日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 申 請 先 : <u>千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table> <p>別紙 (略)</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)	根 拠 条 項 : 第99条の3第4項	処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等)	審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり	標準処理期間 : 7日	申 請 先 : <u>千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</u>	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>22</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条の3第4項																						
処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等)																						
審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり																						
標準処理期間 : 7日																						
申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転教育課</u>																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>20</u>)																						
根 拠 条 項 : 第99条の3第4項																						
処 分 の 概 要 : 教習指導員資格者証の交付																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第99条の3第4項 (教習指導員) 技能検定員審査等に関する規則第12条 (教習指導員審査の審査方法等)、第14条 (教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)、第15条 (教習指導員資格者証の交付等)																						
審 査 基 準 : 教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり																						
標準処理期間 : 7日																						
申 請 先 : <u>千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</u>																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (電話043-274-2000)																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>23</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条第<u>6</u>項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>から第3項まで</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則 <u>第1条 (講習の基準)</u>、第2条 (<u>講習の基準</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課受理</u>は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部<u>運転免許課</u> 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>23</u>)	根 拠 条 項 : 第101条第 <u>6</u> 項	処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>から第3項まで</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則 <u>第1条 (講習の基準)</u> 、第2条 (<u>講習の基準</u>)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課受理</u> は 1日 警察署窓口受理は 60日	申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> 電話043-274-2000	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>21</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条第<u>5</u>項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>及び第2項</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u>受理は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>21</u>)	根 拠 条 項 : 第101条第 <u>5</u> 項	処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)	原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>及び第2項</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 60日	申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>23</u>)																						
根 拠 条 項 : 第101条第 <u>6</u> 項																						
処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>から第3項まで</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則 <u>第1条 (講習の基準)</u> 、第2条 (<u>講習の基準</u>)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課受理</u> は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> 電話043-274-2000																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>21</u>)																						
根 拠 条 項 : 第101条第 <u>5</u> 項																						
処 分 の 概 要 : 免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原 権 者 (委 任 先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条第1項 (免許証の更新及び定期検査)、第101条の2の2第1項 (更新の申請の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項 <u>及び第2項</u> (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>24</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条の2第<u>4</u>項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条 (講習の基準)、第2条 (講習の基準)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>24</u>)	根 拠 条 項 : 第101条の2第 <u>4</u> 項	処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条 (講習の基準)、第2条 (講習の基準)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>22</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第101条の2第<u>3</u>項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項及び第2項 (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 60日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : 運転免許本部 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>22</u>)	根 拠 条 項 : 第101条の2第 <u>3</u> 項	処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項及び第2項 (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間 : 運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 60日	申 請 先 : 運転免許本部 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>24</u>)																						
根 拠 条 項 : 第101条の2第 <u>4</u> 項																						
処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第1条 (講習の基準)、第2条 (講習の基準)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>22</u>)																						
根 拠 条 項 : 第101条の2第 <u>3</u> 項																						
処 分 の 概 要 : 更新期間前における免許証の更新 (適性検査により判断する場合以外の場合)																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : 道路交通法第92条の2第1項 (免許証の有効期間)、第101条の2第1項 (免許証の更新の特例)、第101条の3 (更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項及び第2項 (70歳以上の者の特例) 道路交通法施行令第33条の7 (優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5 (免許証の更新の特例) 第37条の6 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2 (免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者) 道路交通法施行規則第29条 (免許証の更新の申請等)、第29条の2 (免許証の更新の申請等) 運転免許に係る講習等に関する規則第2条																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間 : 運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 60日																						
申 請 先 : 運転免許本部 警察署の交通課窓口 (優良運転者講習対象者) 住所地为管轄する警察署の交通課窓口 (一般運転者講習対象者並びに一部地域の違反運転者講習対象者及び初回更新者講習対象者に限る。)																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>2.5</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第104条の4第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>4</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u>受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部<u>運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>2.5</u>)	根 拠 条 項 : 第104条の4第3項	処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>4</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div>	審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標準処理期間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div>	申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div>	問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div>	備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>2.3</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第104条の4第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>2</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審査基準 : <div style="padding-left: 40px;"> 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : <u>運転免許本部</u>受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許本部</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>2.3</u>)	根 拠 条 項 : 第104条の4第3項	処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>2</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div>	審査基準 : <div style="padding-left: 40px;"> 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 </div>	標準処理期間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div>	申 請 先 : <u>運転免許本部</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div>	問 い 合 せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div>	備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>2.5</u>)																						
根 拠 条 項 : 第104条の4第3項																						
処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>4</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div>																						
審査基準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標準処理期間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div>																						
申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div>																						
問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div>																						
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																						
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>2.3</u>)																						
根 拠 条 項 : 第104条の4第3項																						
処 分 の 概 要 : 申出による免許の付与																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法令の定め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項 (申請による取消し)、第107条第2項 (免許証の返納等) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行令第39条の2の<u>2</u> (申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の<u>3</u> (申請による取消しの基準) 道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等) </div>																						
審査基準 : <div style="padding-left: 40px;"> 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 </div>																						
標準処理期間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 <div style="padding-left: 20px;"> 警察署窓口受理は 14日 </div>																						
申 請 先 : <u>運転免許本部</u> <div style="padding-left: 20px;"> 警察署の交通課窓口 </div>																						
問 い 合 せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> <div style="padding-left: 20px;"> 電話043-274-2000 </div>																						
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法(5-<u>26</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項<u>及び</u>第6項(申請による取消し)、第105条第2項(免許の失効) 道路交通法施行令第39条の2の<u>5</u>(運転経歴証明書の交付)、 第39条の2の<u>6</u>(運転経歴証明書の交付) 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u>受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部<u>運転免許課</u> 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法(5- <u>26</u>)	根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)	処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項 <u>及び</u> 第6項(申請による取消し)、第105条第2項(免許の失効) 道路交通法施行令第39条の2の <u>5</u> (運転経歴証明書の交付)、 第39条の2の <u>6</u> (運転経歴証明書の交付) 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> 電話043-274-2000	備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法(5-<u>24</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者(委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、<u>第6項</u>(申請による取消し)、道路交通法第105条第2項(免許の失効)、 道路交通法施行令第39条の2の<u>4</u>(運転経歴証明書の交付)、第39条の2の<u>5</u>(運転経歴証明書の交付)、 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u>受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法(5- <u>24</u>)	根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)	処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付	原権者(委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、 <u>第6項</u> (申請による取消し)、道路交通法第105条第2項(免許の失効)、 道路交通法施行令第39条の2の <u>4</u> (運転経歴証明書の交付)、第39条の2の <u>5</u> (運転経歴証明書の交付)、 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)	審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000	備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。	
法 令 名 : 道路交通法(5- <u>26</u>)																						
根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)																						
処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付																						
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項 <u>及び</u> 第6項(申請による取消し)、第105条第2項(免許の失効) 道路交通法施行令第39条の2の <u>5</u> (運転経歴証明書の交付)、 第39条の2の <u>6</u> (運転経歴証明書の交付) 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申 請 先 : <u>交通部運転免許本部運転免許課</u> 警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部 <u>運転免許課</u> 電話043-274-2000																						
備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。																						
法 令 名 : 道路交通法(5- <u>24</u>)																						
根 拠 条 項 : 第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)																						
処 分 の 概 要 : 運転経歴証明書の交付																						
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、 <u>第6項</u> (申請による取消し)、道路交通法第105条第2項(免許の失効)、 道路交通法施行令第39条の2の <u>4</u> (運転経歴証明書の交付)、第39条の2の <u>5</u> (運転経歴証明書の交付)、 道路交通法施行規則第30条の10(運転経歴証明書の交付の申請の手続)																						
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間 : <u>運転免許本部</u> 受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申 請 先 : <u>運転免許本部</u> 警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先 : <u>交通部運転免許本部千葉運転免許センター</u> 電話043-274-2000																						
備 考 : 県外で申請取消した方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。																						

改定案	現行	備考										
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>27</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第107条の7第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div> </td> </tr> </table> <p>審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</p> <p>標準処理期間 : 1日</p> <p>申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課</p> <p>問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</p> <p>備 考 :</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>27</u>)	根 拠 条 項 : 第107条の7第3項	処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成23年2月2日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>25</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第107条の7第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div> </td> </tr> </table> <p>審 査 基 準 : <div style="padding-left: 40px;"> 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。 </div> </p> <p>標準処理期間 : 1日</p> <p>申 請 先 : 運転免許本部</p> <p>問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000</p> <p>備 考 :</p>	法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>25</u>)	根 拠 条 項 : 第107条の7第3項	処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div>	
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>27</u>)												
根 拠 条 項 : 第107条の7第3項												
処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付												
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会												
法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div>												
法 令 名 : 道路交通法 (5- <u>25</u>)												
根 拠 条 項 : 第107条の7第3項												
処 分 の 概 要 : 国外運転免許証の交付												
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会												
法令の定め : 道路交通法第107条の7第1項及び第2項 (国外運転免許証の交付) <div style="padding-left: 20px;"> 道路交通法施行規則第37条の8 (国外運転免許証の交付)、第37条の9 (国外運転免許証交付申請書)、第37条の10 (国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定) </div>												

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>28</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第108条の4第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)、<u>第8条の2 (若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>28</u>)	根 拠 条 項 : 第108条の4第1項	処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)、 <u>第8条の2 (若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)</u>	審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。	標準処理期間 : 14日	申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課	問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000)	備 考 :	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>26</u>)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項 : 第108条の4第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標準処理期間 : 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考 :</td> </tr> </table>	法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>26</u>)	根 拠 条 項 : 第108条の4第1項	処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定	原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会	法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)	審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。	標準処理期間 : 14日	申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課	問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000)	備 考 :	
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>28</u>)																						
根 拠 条 項 : 第108条の4第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)、 <u>第8条の2 (若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)</u>																						
審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。																						
標準処理期間 : 14日																						
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課																						
問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000)																						
備 考 :																						
法 令 名 : 道路交通法 (5 - <u>26</u>)																						
根 拠 条 項 : 第108条の4第1項																						
処 分 の 概 要 : 指定講習機関の指定																						
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項 (指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条 (指定講習機関の指定)、第2条 (指定の申請)、第5条 (運転適性指導員)、第6条 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条 (運転習熟指導員)、第8条 (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)																						
審 査 基 準 : 指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。																						
標準処理期間 : 14日																						
申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部免許課																						
問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部免許課 初心運転者講習係・取消処分者講習係 (043-274-2000)																						
備 考 :																						

改定案	現行	備考
<p>別紙</p> <p>都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項各号に掲げる講習ごとに、同項各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。</p> <p>1 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）</p> <p>(1) 運転適性指導員関係</p> <p>取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（以下「規則」という。）第5条に規定されているが、このうち、同条第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」）をいう。</p> <p>また、同号の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添1に掲げる審査要領により行うものとする。</p> <p>(2) 指定の基準関係</p> <p>取消処分者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第6条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実にに行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。</p> <p>また、同条第3号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。</p> <p>2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）</p> <p>(1) 運転習熟指導員関係</p> <p>初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第7条に規定されているが、このうち、同条第5号の「公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許（原付免許を含む。））ごとに、別添2の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。</p> <p>また、「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転習熟指導員研修」）をいう。</p> <p>(2) 指定の基準関係</p> <p>初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実にに行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。</p> <p>同条第3号の「初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。</p>	<p>別紙</p> <p>都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項各号に掲げる講習ごとに、同項各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。</p> <p>1 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）</p> <p>(1) 運転適性指導員関係</p> <p>取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（以下「規則」という。）第5条に規定されているが、このうち、同条第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」）をいう。</p> <p>また、同号の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添1に掲げる審査要領により行うものとする。</p> <p>(2) 指定の基準関係</p> <p>取消処分者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第6条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実にに行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。</p> <p>また、同条第3号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。</p> <p>2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）</p> <p>(1) 運転習熟指導員関係</p> <p>初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第7条に規定されているが、このうち、同条第5号の「公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許（原付免許を含む。））ごとに、別添2の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。</p> <p>また、「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転習熟指導員研修」）をいう。</p> <p>(2) 指定の基準関係</p> <p>初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実にに行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。</p> <p>同条第3号の「初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。</p>	

改定案	現行	備考
<p>3 <u>法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）</u></p> <p><u>(1) 運転適性指導員関係</u></p> <p><u>若年運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（以下「規則」という。）第5条に規定されているが、このうち、同第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」）をいう。</u></p> <p><u>また、同号の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添1に掲げる審査要領により行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 指定の基準関係</u></p> <p><u>若年運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条の2に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら若年運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、若年運転者講習を適正かつ確実に行的得ればよい。同条第2号イからハマまでに掲げる設備についても同様とする。</u></p> <p><u>また、同条第3号の「若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基礎をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>	

改定案	現行	備考
<p>別添1</p> <p>1 審査等の方針</p> <p><u>取消処分者講習又は若年運転者講習</u>（以下「講習」という。）を行う指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）については、道路交通法第108条の4 <u>第1項第1号又は第3号</u>の規定により、規則第5条各号の要件に該当する運転適性指導員（以下単に「指導員」という。）が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号において、公安委員会が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。</p> <p>指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。</p> <p>2 審査要領</p> <p>(1) 審査対象</p> <p>運転適性指導の内容の特殊性等に鑑み、審査は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行うものとする。</p> <p>ア 「性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）」（平成<u>31</u>年3月<u>27</u>日付け警察庁丙運発第<u>11</u>号ほか）に基づく運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）</p> <p>イ 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者</p> <p>(2) 審査方法</p> <p>書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。</p> <p>ア 書面審査</p> <p>書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。</p> <p>イ 実技審査</p> <p>実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。</p> <p>ウ 面接審査</p> <p>面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。</p> <p>(3) 合格の判定</p>	<p>別添1</p> <p>1 審査等の方針</p> <p><u>取消処分者講習</u>（以下「講習」という。）を行う指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）については、道路交通法第108条の4 <u>第1項第1号</u>の規定により、規則第5条各号の要件に該当する運転適性指導員（以下単に「指導員」という。）が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号において、公安委員会が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。</p> <p>指定講習機関については、運転適性指導の内容の専門性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」又は「取消処分者講習指導員（一般）研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則として、指導員の育成を推進していくこととするが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。</p> <p>2 審査要領</p> <p>(1) 審査対象</p> <p>運転適性指導の内容の特殊性等に鑑み、審査は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行うものとする。</p> <p>ア 「性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）」（平成<u>31</u>年3月<u>27</u>日付け警察庁丙運発第<u>11</u>号ほか）に基づく運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）</p> <p>イ 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者</p> <p>(2) 審査方法</p> <p>書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。</p> <p>ア 書面審査</p> <p>書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。</p> <p>イ 実技審査</p> <p>実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。</p> <p>ウ 面接審査</p> <p>面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。</p> <p>(3) 合格の判定</p> <p>(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると</p>	

改定案	現行	備考
<p>(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認めたと合格とする。</p> <p>(4) 合格証書の交付 審査に合格した者に対しては、別記様式の「運転適性指導員審査合格証書」を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておく。</p> <p>3 審査実施上の留意事項等</p> <p>(1) 計画的な審査 審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。</p> <p>(2) 審査の申請 審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うように指導すること。</p> <p>(3) 合格者に対する教養 審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。特に、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している合格者に対しては、「新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について」（平成<u>31</u>年<u>3</u>月<u>22</u>日警察庁丁運発第<u>55</u>号）に基づき実務実習を行うこと。 <u>なお、若年運転者講習に限って従事する運転適性指導員は、上記実務実習を受ける必要はない。</u></p>	<p>認めたと合格とする。</p> <p>(4) 合格証書の交付 審査に合格した者に対しては、別記様式の「運転適性指導員審査合格証書」を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておく。</p> <p>3 審査実施上の留意事項等</p> <p>(1) 計画的な審査 審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。</p> <p>(2) 審査の申請 審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うように指導すること。</p> <p>(3) 合格者に対する教養 審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。特に、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している合格者に対しては、「新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について」（平成<u>31</u>年<u>3</u>月<u>22</u>日警察庁丁運発第<u>55</u>号）に基づき実務実習を行うこと。</p>	

改定案	現行	備考
<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>適第 号</p> <p style="text-align: center;">運転適性指導員審査合格証書</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する都道府県公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p>別記様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>適第 号</p> <p style="text-align: center;">運転適性指導員審査合格証書</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に規定する都道府県公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	

改定案

現行

備考

別添2

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

備考

- 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあっては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあっては、おおむね20問・40分、論文式にあっては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。
- 審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

別添2

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

備考

- 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあっては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあっては、おおむね20問・40分、論文式にあっては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。
- 審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5-<u>29</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第108条の32の2第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙1及び2（略）</p>	法 令 名：道路交通法（5- <u>29</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の2第1項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）	審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。	標 準 処 理 期 間：14日	申 請 先： 交通部運転免許本部運転教育課	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年5月13日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法（5-<u>27</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第108条の32の2第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：千葉県運転免許本部運転教育課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">別紙1及び2（略）</p>	法 令 名：道路交通法（5- <u>27</u> ）	根 拠 条 項：第108条の32の2第1項	処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定	原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）	審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。	標 準 処 理 期 間：14日	申 請 先： 千葉県運転免許本部運転教育課	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）	備 考：	
法 令 名：道路交通法（5- <u>29</u> ）																						
根 拠 条 項：第108条の32の2第1項																						
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定																						
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）																						
審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。																						
標 準 処 理 期 間：14日																						
申 請 先： 交通部運転免許本部運転教育課																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																						
備 考：																						
法 令 名：道路交通法（5- <u>27</u> ）																						
根 拠 条 項：第108条の32の2第1項																						
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定																						
原 権 者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）																						
審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。																						
標 準 処 理 期 間：14日																						
申 請 先： 千葉県運転免許本部運転教育課																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（043-274-2000）																						
備 考：																						

改定案	現行	備考
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p>	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和4年 5月 13日作成</p>	
<p>法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>30</u>)</p>	<p>法 令 名 : 道路交通法 (5-<u>28</u>)</p>	
<p>根 拠 条 項 : 第108条の32の3第1項</p>	<p>根 拠 条 項 : 第108条の32の3第1項</p>	
<p>処 分 の 概 要 : 運転免許取得者等検査の認定</p>	<p>処 分 の 概 要 : 運転免許取得者等検査の認定</p>	
<p>原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</p>	<p>原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会</p>	
<p>法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の32の3第1項 (運転免許取得者等検査の認定) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条 (方法の区分)、 第2条 (運転免許取得者等検査員)、第3条 (設備)、第4条 (方法の基準) 及び第6条 (認定の申請)</p>	<p>法 令 の 定 め : 道路交通法第108条の32の3第1項 (運転免許取得者等検査の認定) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条 (方法の区分)、 第2条 (運転免許取得者等検査員)、第3条 (設備)、第4条 (方法の基準) 及び第6条 (認定の申請)</p>	
<p>審 査 基 準 : 運転免許取得者等検査の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。</p>	<p>審 査 基 準 : 運転免許取得者等検査の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。</p>	
<p>標 準 処 理 期 間 : 14日</p>	<p>標 準 処 理 期 間 : 14日</p>	
<p>申 請 先 : 交通部運転免許本部運転教育課</p>	<p>申 請 先 : 千葉県警察本部交通部運転免許本部運転教育課</p>	
<p>問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (043-274-2000)</p>	<p>問 い 合 せ 先 : 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係 (043-274-2000)</p>	
<p>備 考 :</p>	<p>備 考 :</p>	
<p>別紙1及び2 (略)</p>	<p>別紙1及び2 (略)</p>	

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第1条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：乳母車の確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る乳母車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る乳母車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：警察署交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）	根 拠 条 項：第1条第2項第1号	処 分 の 概 要：乳母車の確認	原権者（委任先）：警察署長	法令の定め：	審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る乳母車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る乳母車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。	標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。）	申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課	問 い 合 せ 先：警察署交通課	備 考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第1条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：小児用の車の確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法令の定め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る小児用の車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る小児用の車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：警察署交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）	根 拠 条 項：第1条第2項第1号	処 分 の 概 要：小児用の車の確認	原権者（委任先）：警察署長	法令の定め：	審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る小児用の車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る小児用の車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。	標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。）	申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課	問 い 合 せ 先：警察署交通課	備 考：	
法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）																						
根 拠 条 項：第1条第2項第1号																						
処 分 の 概 要：乳母車の確認																						
原権者（委任先）：警察署長																						
法令の定め：																						
審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る乳母車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る乳母車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（乳母車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。																						
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。）																						
申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課																						
問 い 合 せ 先：警察署交通課																						
備 考：																						
法 令 名：道路交通法施行規則（13-1）																						
根 拠 条 項：第1条第2項第1号																						
処 分 の 概 要：小児用の車の確認																						
原権者（委任先）：警察署長																						
法令の定め：																						
審 査 基 準： 道路交通法施行規則第1条第2項第1号に基づく確認に当たっては、申請に係る小児用の車の特定の方法による通行について、以下の事項を勘案して審査するものとする。 ① 通行の経路が特定されていること。 ② 申請に係る小児用の車の大きさに照らして、おおむね当該経路（歩道等）が十分な幅員を有しているなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまでは言えないこと。 ③ 特定した経路中に見通しの悪い交差点等がある場合において、他の歩行者との衝突等の危険を防ぐための適切な安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）がとられていること。 ④ その他、特定した経路、通行方法等について他の歩行者の通行を妨げると認められる特段の事情がないこと。 なお、上記検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮するものとする。																						
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日とする。）																						
申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課																						
問 い 合 せ 先：警察署交通課																						
備 考：																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第1条の5第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合。 などである。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：警察署交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）	根 拠 条 項：第1条の5第2項	処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認	原権者（委任先）：警察署長	法 令 の 定 め：	審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合。 などである。	標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）	申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課	問 い 合 せ 先：警察署交通課	備 考：	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成11年2月18日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第1条の4第2項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：車いすの確認</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：警察署長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> 審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合。 などである。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 せ 先：警察署交通課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）	根 拠 条 項：第1条の4第2項	処 分 の 概 要：車いすの確認	原権者（委任先）：警察署長	法 令 の 定 め：	審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合。 などである。	標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）	申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課	問 い 合 せ 先：警察署交通課	備 考：	
法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）																						
根 拠 条 項：第1条の5第2項																						
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認																						
原権者（委任先）：警察署長																						
法 令 の 定 め：																						
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合。 などである。																						
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）																						
申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課																						
問 い 合 せ 先：警察署交通課																						
備 考：																						
法 令 名：道路交通法施行規則（13-2）																						
根 拠 条 項：第1条の4第2項																						
処 分 の 概 要：車いすの確認																						
原権者（委任先）：警察署長																						
法 令 の 定 め：																						
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体的例は、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を車いすに取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は身体の障害により動かすことはできないが、他方の下肢は動かすことはできる。その下肢を退化させないために長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の車いすを使用する場合。 などである。																						
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）																						
申 請 先：住所地を管轄する警察署の交通課																						
問 い 合 せ 先：警察署交通課																						
備 考：																						

改定案	現行	備考																				
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和5年4月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-<u>3</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第<u>30</u>条の<u>13</u>第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第<u>30</u>条の<u>13</u>第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13- <u>3</u> ）	根 拠 条 項：第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第1項	処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）	審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000	備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和元年12月1日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：道路交通法施行規則（13-<u>03</u>）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第<u>30</u>条の<u>13</u>第1項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第<u>30</u>条の<u>13</u>第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">標 準 処 理 期 間：運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 14日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">申 請 先：運転免許本部 警察署の交通課窓口</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。</td> </tr> </table>	法 令 名：道路交通法施行規則（13- <u>03</u> ）	根 拠 条 項：第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第1項	処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）	審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。	標 準 処 理 期 間：運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 14日	申 請 先：運転免許本部 警察署の交通課窓口	問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000	備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。	
法 令 名：道路交通法施行規則（13- <u>3</u> ）																						
根 拠 条 項：第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第1項																						
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）																						
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申 請 先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000																						
備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																						
法 令 名：道路交通法施行規則（13- <u>03</u> ）																						
根 拠 条 項：第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第1項																						
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																						
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第 <u>30</u> 条の <u>13</u> 第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）																						
審 査 基 準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。																						
標 準 処 理 期 間：運転免許本部受理は 1日 警察署窓口受理は 14日																						
申 請 先：運転免許本部 警察署の交通課窓口																						
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許本部千葉運転免許センター 電話043-274-2000																						
備 考：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。																						

